



基本的人権の尊重は 宅建業者にとって社会的責務です

わが国では、同和問題をはじめ、在日外国人問題、障がい者問題、高齢者問題等さまざまな人権問題が生じていますが、宅地建物取引業についても、業務執行に関連して同和地区に関する関連調査等を行ったことで都道府県等から指導された事例や、在日外国人、障がい者、高齢者等に対する民間住宅への入居機会の制約といった問題が現に発生しています。

日本国民の一人ひとりが、憲法が保証する個人の尊厳や自由平等といった基本的人権を尊重しなければならないことはいまでもありませんが、特に宅地建物取引業者およびその従業者は、憲法で保証された国民の「居住・移転の自由」に係わる重要な業務に従事しており、業務上のみならず、日常から「基本的人権の尊重」を十分理解し、認識したうえで行動する必要があります。

人権問題への取り組みについては、平成25年7月23日付文書（国土動指第26号）「不動産業に係わる事業者の社会的責務に関する意識の向上について」で、人権に関する啓発の強化等いっそうの推進を図るよう通知されています。

また、人権意識の普及高揚を図るため、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について、国土交通省「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（ガイドライン）で、下記のように定められております。これらを参考に、人権問題に対する正しい理解と認識をさらに深めていただきますようお願いします。

国土交通省「ガイドライン」

～宅地建物取引業者の社会的責務に関する 意識の向上について～

宅地建物取引業務に係る人権問題の最近の状況を見ると、一部において同和地区に関する問い合わせ、差別意識を助長するような広告、賃貸住宅の媒介業務に係る不当な入居差別等の事象が発生している。

宅地建物取引業は、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っており、また、人権問題の早期解決は国民的課題であるので、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育・啓発が重要であることにかんがみ、同和地区、在日外国人、障がい者、高齢者等をめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため、宅地建物取引士等の従業者に対する講習等を通じて人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を図るとともに、宅地建物取引業者に対する周知徹底及び指導を行う必要がある。